

はしがき

本書は、「都市環境」のうち、都市計画・建築基準法制度等における地区レベルの居住環境に焦点をあて、行政法学の立場から、上乗せ規制等により一般的公益から識別可能になると考えられる当該区域固有の利益を「地区集合利益」として仮説的に提唱し、法的に位置づけ、これをキー概念として地区レベルの公共的な利益を保護する理論的な枠組みとその効果を明らかにしようとするものである。

まず、このような研究のもつ意味について少し解説する。周知のとおり、これまで都市の居住環境に関しては、都市環境の一部として、都市計画・建築基準法制度をはじめ、景観法等に関する法制度を解説する実務書や、これらの法制度に関連する裁判例についての解説や評釈が数多く公刊されている。また、まちづくり条例に関する行政制度の解説書や、まちづくり運動に関する啓蒙的書籍も多数生み出されている。さらに住民の立場からは、取消訴訟の原告適格論と住民参加の手続論を中心に論議され、近年、地域空間をめぐる住民の「共通利益」等を捕捉すべきことが提唱されている。

しかしながら、地区レベルの居住環境に焦点をあてた場合、先行研究で論じられている個別の法制度や訴訟法上の問題点等は断片的であり、居住環境をめぐる問題の核心に触れていない。

そして、今日では、居住環境を基本的に構成している都市計画・建築基準法制度の下で、開発・建築行為により当該区域における通行上、安全上、防災上又は環境上の問題が顕在化し、同制度の機能不全と言える状態があらわれている。よって、行政法上の「制限」とその遵守を基本とする規制手法だけでは、地区住民の利益は副次的にしか保護されず、捨象・軽視される傾向にある。

しかも従来、居住環境をめぐる近隣住民の利益は、学説上、反射的利益論によって保護の対象とされず、また居住環境を阻害する違法行為に対する行政庁の不作為の責任は、「行政便宜主義の思想」によって否定されてきた。さらに、

判例上、個々人の権利利益に分解して把握することができない性質の利益については、「法律上保護された利益」にあたらないとして、法の反射的利益ないしは事実上の利益と解されてきた。

それ故、行政法学において、「行政庁と申請者」に地区住民を加えた三面的な行政法関係の下で、住民の立場から当該区域固有の利益の存在を法的に位置づけ、それを手続法的に具現・保護する仕組みやその効果に焦点をあてて「都市環境行政」として総合的に研究したものは少ない。

都市環境行政においては、居住環境をめぐる地区住民の利益は先の世代の利益でもあることを認識して、居住環境の保全と形成の両面を視野に入れる必要がある。つまり、居住環境をめぐる利益の問題は、もはや住民個々人の利益保護の問題にとどまらず、地区レベルの公共的な利益としての「環境」の問題だと言わなければならない。このことを踏まえて、環境への対処は計画的に行わなければならず、環境法を計画法として捉える視点が求められる。

そこで本書では、「地区集合利益」に関して、様々な法律群の中から代表的な街づくり条例、都市計画法、建築基準法及び景観法等の行政実体法並びに関連する判例（民事訴訟を含む）や理論を中心的な素材とし、さらに、市民参加・行政手続・情報公開制度及び地区住民の法的地位を強固にする手続法的な条例が拡充していることから、これらを都市環境の問題と関連づけて地区住民の立場から総合的に検討することとする。

したがって、本書は、行政法総論をはじめ、都市環境に関する行政作用法及び行政救済法を含めた視点から研究を行う意味で、『都市環境行政法論』であり、これを一つの現代的な法領域として捉えて可能な限り行政法の一般理論との関係や、動態的な行政過程における住民の地位を意識しながら分析する。そして、現代的な法領域における実証的な研究であるとともに、理論的にも何らかのものを付け加え、今後、この法領域における研究の土台となれることを願っている。

しかしながら、本研究の不十分さを併せて指摘しておかなければならぬ。それは、現代的な法領域として生み出すにあたり、取り扱う領域や対象が膨大かつ広範囲に及び、個々の領域ごとに理論と実態を交錯させて論究してきたが、

理論的に更なる進展をとげていきたい点がある。この点については、関係者の皆さんとの対話をお願いするとともに、大方の率直なご批判・意見をいただければ誠に幸いである。

本書は、2008年3月に熊本大学に提出した博士論文「居住環境をめぐる生活利益に関する住民の参加手続とその効果」を、さらに発展させたものである。博士論文の作成、あるいは審査にあたっては、中川義朗教授をはじめ、山中進教授には、継続的に幅広い視点から多くの示唆をいただいた。また、大江正昭助教授には、憲法学の視点から議論の本質に迫り、大局的に着眼することを学ばせていただいた。さらに、伊藤洋典教授には、論文の構成から些細な論点に至るまで多くのご指摘をいただいた。そして、吉田勇教授からは、紛争解決に関する貴重な示唆をいただき、山下勉教授からは、法政策の視点からの貴重な示唆をいただいた。ここに感謝の意を表したい。

なお、紙幅の制約上、注記は最小限にとどめざるを得ず、また博士論文には含まれていた付録、現地調査時の写真及び参考文献等の資料は割愛せざるを得なかった。

筆者は、2004年4月から、熊本大学大学院社会文化科学研究所後期博士課程において、中川義朗教授に師事し、行政法学の立場から、建築法上の「第三者」（建築隣人）の利益保護問題に関する研究を開始した。中川教授には、景観・建築行政に関する制度面や実務・実態面に傾倒しがちな筆者に、絶えず理論面でのサポートをいただくとともに、博士論文の輪郭や内容が定まらない中で、誠に根気強く、かつ、真摯なご指導をいただき衷心より感謝申し上げたい。教授の暖かい励ましと、行政法学に対する様々な視点、学問的知識や刺激がなければ、博士論文は日の目を見なかつたであろう。また本書の出版に先立って中川教授に原稿の通読をお願いするという大変なご労苦をお掛けした。重ねて感謝する次第である。

本書で取り上げた事例の一部については、木佐茂男九州大学大学院教授による九州自治体法務研究会において報告する機会にも恵まれた。実務的な観点から率直なご意見・批判をいただいた同会のメンバーにお礼を申し上げたい。ま

はしがき

た、様々なチャンネルを通して情報を交換し、知的好奇心をかきたてながら多くの示唆を受けていることも申し添えたい。

このように、本書は実に多くの人々のご協力に依存している。本書の基礎をなす一連の研究のため、国立国会図書館をはじめ、多くの図書館を利用させていただいた。この場を借りて厚くお礼を申し上げる。

本書の出版については、学術書の厳しい出版事情にもかかわらず、何かとご配慮をいただいた法律文化社、とくに秋山泰社長に大変お世話になった。ここに社並びに氏に対し深甚なる謝意を表したい。

最後に私事にわたるが、研究を通じて多くの方々に出会いながら研究に邁進してきた。こうした環境下に置かせてくれた家族に心から深く感謝するとともに、日ごろ2人の子どもの教育や家事に専念し、乏しい中でいつも私を支えてくれている妻の奈保美さんに感謝の言葉を贈りたい。

2010年9月

岩橋浩文